

平成 30 年度版

全国町村会 災害対策費用保険制度

災害対策費用保険



気象アラートサービス

5 気象情報

H ピンポイント天気

各町村のピンポイント天気が表示されます。1時間毎と3時間毎に切り替えて詳細な天気を確認できるほか、週間天気や全国の天気も確認できます。

H 各町村の天気を表示。

I 全国のピンポイント天気も確認できます。

J ALL Menuで切り替え。

ALL Menuから各種気象情報を見ることができます。

- ・天気予報
- ・衛星画像
- ・雨雲レーダー
- ・天気図
- ・雨量情報
- ・アメダス
- ・WNI台風情報
- ・気象庁台風情報
- ・注意報、警報
- ・洪水予報
- ・土砂災害警戒情報
- ・地震情報
- ・津波予報
- ・火山情報
- ・竜巻注意情報

※これらの情報は、追加・変更されることがあります。
 ※WNI:株式会社ウェザーニュースの略称



できるだけ早期の避難勧告等の発令が住民の命を守ります。

近年、自然災害が増加する状況において、住民の生命・身体の保護を図るために、『できるだけ早期に必要な避難勧告等の発令』が強く求められるようになってきました。実際に災害に見舞われた地域の住民からは、もう少し早く避難勧告が出ていればどこか安全なところへ行けたかもしれない。とにかく早めの注意喚起をして欲しかったという声が出ているのも事実です。

このように町村等に求められる対応のレベルが引き上げられる中で、町村による予防的な避難勧告等の発令をできるだけ早期に行なうことが不可欠となってきています。住民の生命・身体の安全を預かる町村等の首長が、迅速かつ適切に予防的な避難勧告等を発令することに資するため、「町村等負担の費用の一部を保険金として支払う保険を新たな団体保険制度として創設」し、全国の町村等による相互救済事業(助け合い)の一環として運営します。



町村が抱える喫緊の課題

財政負担

災害が発生し災害救助法が適用されなかった場合、掛かる費用は全て町村の負担となります。

年度	避難勧告等の発令数	災害救助法適用町村数	災害救助法未適用割合(本保険の対象)
2010	39	4	89.7%
2011	156	38	75.6%
2012	92	13	85.9%
2013	176	34	80.7%
2014	504	7	98.6%
合計	967	96	90.1%

*直近データでは発令504件に対し災害救助法適用わずかに7件
*災害救助法未適用の災害割合は過去5年間で9割超となっています。

実際にほとんどの災害において掛かる費用が町村の負担となっています。

(本ページ記載の表および棒グラフの出典: 損害保険ジャパン日本興亜(株)実施アンケート)

●本保険の対象となる災害費用発生事例

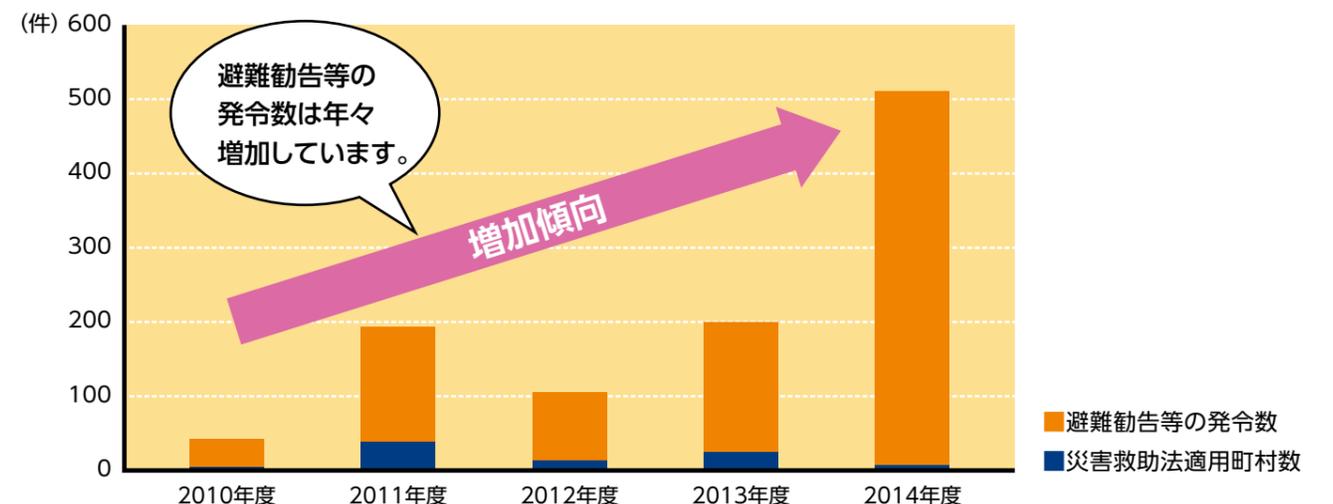
ブロック	区分	避難勧告等の種類	費用(万円)
北海道・東北	町	避難準備・高齢者等避難開始	317
関東	町	避難準備・高齢者等避難開始	241
北信	町	避難指示(緊急)	2,000
東海	町	避難指示(緊急)	297
近畿	町	避難準備・高齢者等避難開始	450
中国	町	避難勧告	423
四国	村	避難勧告	538
九州	町	避難指示(緊急)	307

気象予測等の情報不足

避難勧告等発令の「タイミングのみならず、対象範囲や避難先を選定するため情報が不足となっています。

現状では、主に気象庁や都道府県からの情報に加えて、「空振りが続いた場合に住民が避難しなくなるリスク」を極力回避するため、職員による見回りを実施し、タイミングや対象範囲を決定されています。

●「避難勧告等の発令件数」と「災害救助法適用件数」の関係



災害対策費用保険の概要

補償内容

本保険は、自然災害(注)またはそのおそれが発生し、保険期間中に町村等が町村等の区域における防災を目的とする「避難指示(緊急)、避難勧告または避難準備・高齢者等避難開始を発令」(以下「避難勧告等」といいます。)したことにより、次の①から⑧までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除きます。

(注)大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害(地震、噴火またはこれらによる津波を除きます。)をいいます。

お支払いする費用の種類

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① 避難所の設置 | ⑤ 医療および助産 |
| ② 炊き出しその他による食品の給与 | ⑥ 学用品の給与 |
| ③ 飲料水等の供給 | ⑦ 上記①から⑥までに関する救助のための輸送費 |
| ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 | ⑧ 応急救助費* |

※平成30年度より、消防団員の出勤手当を新たに補償します。

①～⑧の各費用詳細につきましては、P5以降をご参照ください。

● 参考：避難勧告等の種類 ●



避難準備・高齢者等避難開始

避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難の為に立ち退きの準備を準備してもらうもの。また、高齢者、子ども、障がいがある方などの要配慮者に、立ち退き避難を促すもの。(災害対策基本法定めなし)



避難勧告

避難が必要と認める住民に対し、避難の為に立ち退きを勧告するもの。(災害対策基本法第60条)



避難指示(緊急)

避難が必要と認める住民に対し、避難の為に立ち退きを指示するもの。(災害対策基本法第60条)

保険金お支払いの要件

保険金お支払いの対象となる事故は〈1〉および〈2〉のいずれも満たす場合となります。

- 〈1〉 自然災害またはそのおそれの発生
- 〈2〉 町村等の区域における防災を目的とする、町村等によりなされる避難指示(緊急)、避難勧告または避難準備・高齢者等避難開始の発令

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 など

保険料

- 保険期間 平成30年5月1日午後4時から平成31年5月1日午後4時までの1年間

	プランA	プランB	プランC
年間支払限度額	2,000万円	1,500万円	500万円
1事故支払限度額	500万円	300万円	100万円
縮小支払割合	避難勧告および 避難指示(緊急)	100%	100%
	避難準備・ 高齢者等避難開始	50%	50%
保険料(一括払)	82万円 +(住民数×15円)	68万円 +(住民数×15円)	51万円 +(住民数×10円)

〈具体例〉人口10,867人の町が、プランAに加入する場合

$$820,000円 + (10,867人 \times 15円) = 820,000円 + 163,005円 = 983,005円$$

(※) 避難準備・高齢者等避難開始については、縮小支払割合(50%)が設定されています。

認定された費用に50%を掛けた金額が支払われます。

(具体的なお支払例については、7ページをご参照ください。)

(※) 避難勧告および避難指示(緊急)については、縮小支払割合は適用されません。

こんな費用が対象となり、保険金をお支払いします。

救助の種類	支払基準	支払期間	支払対象となる具体例
① 避難所の設置	1人1日あたり 320円が限度	避難勧告等の 発令日から 7日以内	ブルーシート、毛布、紙おむつ、蚊取線香、安全キャンドル、乾電池、軍手、折りたたみ式簡易トイレ等生活用消耗品購入費用(再調達価格) 
② 炊き出し その他による 食品の給与	1人1日あたり 1,110円が限度	避難勧告等の 発令日から 7日以内	おにぎり、弁当、パン、調理済み食品等購入費用 
③ 飲料水等の 供給	被保険者の 区域における 通常の実費	避難勧告等の 発令日から 7日以内	飲料水そのもの、ミネラルウォーター、ペットボトル入りのお茶・ジュース・清涼飲料水、紙コップ等購入費用 
④ 被服、寝具 その他 生活必需品の 給与または 貸与	災害救助法 災害基準と同額	避難勧告等の 発令日から 10日以内	被服、下着、寝具および身の回り品、日用品、炊事用具、食器、光熱材等購入費用 

救助の種類	支払基準	支払期間	支払対象となる具体例
⑤ 医療および 助産	ア. 医療 (ア) 医師・救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 (イ) 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額 (ウ) 施術者 協定料金の金額 イ. 助産 (ア) 救護班等 使用した衛生材料等の実費 (イ) 助産婦 慣行料金の100分の80の額	医療 避難勧告等の発令日 から14日以内 助産 避難勧告等の発令日 の以前または以降から 7日以内	医師・救護班: 薬剤、治療材料の支給、処置、手術 その他の治療および施術のための実費。病院・ 診療所への収容、看護等費用の実費 助産: 助産の提供に支出した実費 
⑥ 学用品の 給与	ア. 教科書および教材 通常の実費 イ. 文房具および通学用品 1人あたり以下の金額 (ア) 小学校児童 4,300円 (イ) 中学校生徒 4,600円 (ウ) 高等学校等生徒 5,000円	避難勧告等の 発令日から (教科書) 1か月以 内(文房具および 通学用品) 15日 以内	教科書、文房具、通学用品を給与するため支出 した費用 
⑦ 救助のための 輸送費	被保険者の区域における 通常の実費	救助の実施が 認められる期間 以内	①から⑥までの救助に要した費用 
⑧ 応急救助費	時間外勤務手当、 消防団員の出動手当、 旅費、消耗品費、燃料費、 食糧費、光熱水費など	救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当、旅費、消耗品費、庁舎等暖房 用燃料、ガソリン代、電気料、水道料、ガス代 

ケース1

Aプラン加入
1事故500万円支払限度
100%縮小支払割合

フェーン現象の影響により自然発火による林野火災が発生。暴風警報が発令されており、近隣の住宅に燃え広がる恐れがあったため、避難指示(緊急)を発令。
延べ100人が避難。午後2時発令、翌日午前7時解除。
避難所設置数2箇所設置し、超過勤務手当支給対象者90名。
消防団員50名出動。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	延べ人数 100名×1日間×320円(上限)	32,000円
食料供給費用	延べ人数 100名×1日間×1,110円(上限)	111,000円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×300本 1本120円	36,000円
応急救助費	職員超過勤務手当 「避難所配備職員」 50名×1,500円×13時間=975,000円 「災害対策本部職員」 40名×1,500円×13時間=780,000円 消防団員出動手当 50名×3,000円=150,000円	1,905,000円
合計	* 合計支払保険金 2,084,000円 <500万円の支払限度内	2,084,000円

(注1)「延べ人数」とは避難勧告等を受けて、避難所に避難した実人数であり、人数×日数で算出されます。一日のうちに1人が何度出入りしても1名としてカウントされます。
(注2)「ケース1」では避難指示(緊急)が2日間にわたって発令されていますが、避難住民は午前0時前に全員避難所から退出したため1日間で計算しています。
(注3)「ケース1」では消防団員の出動手当を一回3,000円で計算しております。実際の支払金額は各自治体の条例に定めた金額となります。

ケース2

Bプラン加入
1事故300万円支払限度
50%縮小支払割合

台風による大雨のため避難準備・高齢者等避難開始を発令。月曜夕方から火曜日早朝まで、5箇所の避難所を開設。各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	延べ人数 133名×2日間×320円(上限)	85,120円
食料供給費用	延べ人数 133名×2日間×1,110円(上限)	295,260円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×2本×133名 1本100円	26,600円
医療・助産費用	救護班による患者1名に対する手術、治療および薬剤投与に係る治療実費 53,000円	53,000円
1から6までの輸送費用	医療のための輸送費用 20,000円	20,000円
応急救助費	職員超過勤務手当 「避難所」3.6万円(月曜から火曜朝の超過勤務手当) ×5ヶ所×2名=360,000円 「災害対策本部」3.6万円(同上)×5名=180,000円	540,000円
合計	* 合計支払保険金 509,990円 <300万円の支払限度内 避難準備・高齢者等避難開始発令 50%縮小支払割合適用となるため 1,019,980円×50%=509,990円	1,019,980円

※上記は想定事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

Q1

「避難準備・高齢者等避難開始の発令」には、縮小支払割合(50%)が設定されていますが、次の(1)と(2)の具体的なケースにおいて、縮小支払割合は適用されますか。

(1)当初、避難準備・高齢者等避難開始を発表していたが、雨が強まったことから、その後、避難勧告を発令

A

縮小支払割合は適用されません。

同一地区で避難準備・高齢者等避難開始に続けて避難勧告が発令された場合、保険金の支払いにあたっては、適用する縮小支払割合が高い避難勧告(縮小支払割合100%)の発令を優先適用します。

(2)同一町村において早朝からの大雨に対して、以下のとおり避難勧告等を発令した。

- ・A地区に避難準備・高齢者等避難開始(縮小支払割合50%)
- ・B地区に避難勧告(縮小支払割合100%)
- ・C地区に避難指示(緊急)(縮小支払割合100%)

A

縮小支払割合は適用されません。

同一災害において、同一町村内で地区毎に避難勧告等の種類が混在する場合、保険金の支払いにあたっては、適用する縮小支払割合が高い避難指示(緊急)(縮小支払割合100%)の発令を優先適用します。

上記(1)と(2)の具体的なケースのように1つの事故において町村が複数種類の避難勧告等を発令した場合には、適用する縮小支払割合が高いものをその事故で適用する縮小支払割合とします。

Q2

消防団員の出動手当ではこの保険の対象となりますか。

A

今年度(平成30年度)より、消防団員の出動手当でも対象となります。

Q3

備蓄の食糧を提供した場合、消費した備蓄を再度購入する費用はこの保険の対象となりますか。

A

消費した備蓄食料と同じ量の食料を再度購入する費用が対象となります。
(ただし、1人1日あたり1,110円が限度)

Q4

この保険のお支払要件である自然災害とはどのような災害ですか。

A

地震、噴火またはこれらによる津波以外の全ての自然災害が対象となります。
例えば、自然発火による森林火災、地震が原因でない地割れ等。

Q5

周辺地区にあるコンビニ店が営業していたので、弁当、おにぎり、パン等の食料品を調達した。これらの食料品購入費用はこの保険で対象となりますか。

A

この保険の対象となり、保険金をお支払いします。

Q6

「気象アラートサービス」では、どんなサービスが受けられますか。このサービスを受けないようにすることはできますか。

A

雨のお知らせと住民の声等を活かした気象予測です。本保険に組み込まれたサービスとなっていますので、外すことはできません。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、手引をご参照ください。

問い合わせ先 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 03-3349-5408
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

1 ログイン画面

A ログインすると、各町村専用サイトへ。

C 各町村専用サイトへ。

2 雨のお知らせ

一般的には、一時間に50mm降れば道路冠水、一日に200mm降れば土砂災害の危険性が高まると言われます。ただ、地域特性によって被害の起きる雨量には差があります。地域特性を良く知る自ら雨の基準値を調整して設定することができ、設定した雨量の80%、100%、120%の実況または予測でアラートすることで、いち早く自然災害リスクに気づくことができます。

B 設定した雨量値の80%以上で表示。100%、120%で色が変化。

C 48時間先までの予想雨量を確認。

3 住民の声

株式会社ウェザーニューズのサポーター(全国およそ900万人)から寄せられるウェザーレポートから、防災減災に関わるコメントをウェザーニューズ独自の最新技術を使って瞬時に抽出、分析、数値化し、一定の基準値に達したらアラートします。地域にお住まいの方が今起こっている自然現象にどんな感情を持っているか、自分の周囲でどんな被害が発生しているかなどのコメントを表示画面で見ることができ、避難所開設などのいち早い判断をするための気づきになります。都道府県単位の表示、町村単位の表示切り替えが可能です。

D 都道府県単位、町村単位の切り替えが可能。

E 住民の方からの防災減災に関するレポートを表示。

4 アラート設定画面

雨のお知らせの基準値は、気象的な観点からみた基準値の時間50mm、連続200mmに設定済みで、自ら変更可能です。基準値が最初に設定してあるため、メールアドレスを登録すればアラートを受け取ることができます。メールアドレスは最大10アドレスまで登録可能です。また、住民の声アラートは最新技術で系統的に判定するため、設定はアラートを受け取るかどうかのチェックだけです。

F 設定値の変更も可能。

G アラートは、メールアドレスを登録するだけ!